

令和2年10月12日
 四国電力株式会社

伊方発電所における通報連絡事象（令和2年9月分）および 通報連絡事象に係る報告書の提出について

- 令和2年9月に、当社から愛媛県および伊方町ほか関係自治体に通報連絡した事象は、以下の4件です。これらの事象は、法律に基づく報告事象に該当するものではなく、また、環境への放射能の影響もありませんでした。

事 象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所の食堂で勤務する従業員の体調不良について	9月10日	9月10日	A
2. 伊方発電所3号機 復水ろ過装置接続配管フランジ部からの水漏れについて	9月17日	—	C
3. 伊方発電所2号機 屋外埋設配管からの水漏れについて	9月29日	—	C
4. 伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設設置工事に係る火災について	9月29日	9月29日	A

- 以下の通報連絡事象について、その後の調査結果を踏まえた原因と対策をとりまとめ、愛媛県および伊方町ほか関係自治体に報告書を提出いたしました。

事 象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設設置工事に係る火災について	9月29日	9月29日	A

県の公表区分 A：即公表
 B：48時間以内に公表
 C：翌月10日に公表

- (別紙1) 伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和2年9月分）
 (別紙2) 伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

以 上

伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和2年9月分）

1. 伊方発電所の食堂で勤務する従業員の体調不良について

9月10日、伊方発電所構内の食堂（管理区域外）で勤務している従業員が体調不良となったことを確認したため、20時05分、救急車を要請し、市立八幡浜総合病院へ搬送しました。

なお、本事象による被ばく、汚染はありませんでした。

2. 伊方発電所3号機 復水ろ過装置接続配管フランジ部からの水漏れについて

伊方発電所3号機は第15回定期事業者検査中のところ、9月17日、タービン建屋1階（管理区域外）において復水ろ過装置[※]への水張りを実施中、11時58分頃、同装置の流量計配管のフランジ部より水（純水）が漏れていることを運転員が確認しました。

その後、水張りを中止し、水漏れは停止しました。

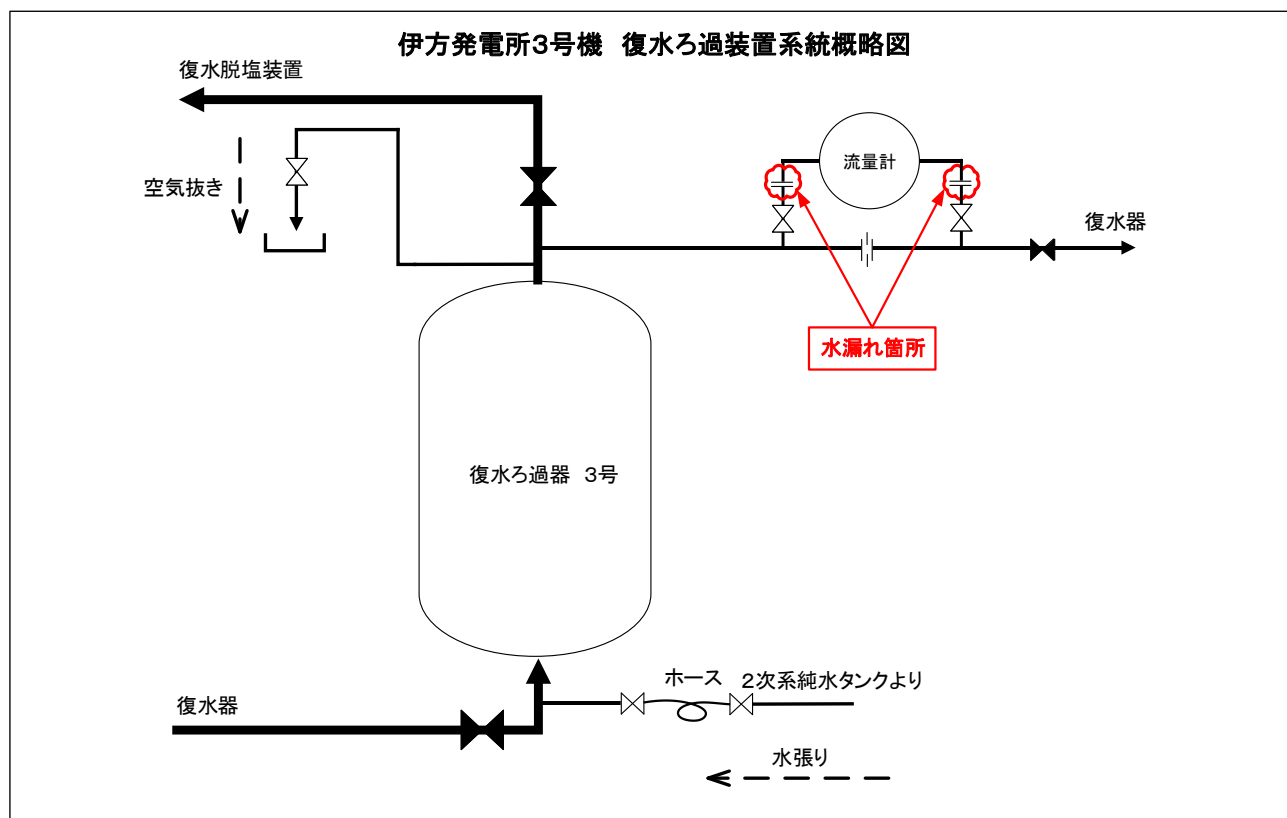
漏れた水（推定約50リットル）は、放射性物質を含んでおらず、ふき取りにより回収しました。

水漏れのあったフランジ部は点検中であり、パッキンを取り外した状態でした。

本事象による環境への放射能の影響はありませんでした。

今後、原因を詳細に調査します。

※ 復水（2次冷却水）中に含まれる不純物を取り除くために設置している装置



3. 伊方発電所2号機 屋外埋設配管からの水漏れについて

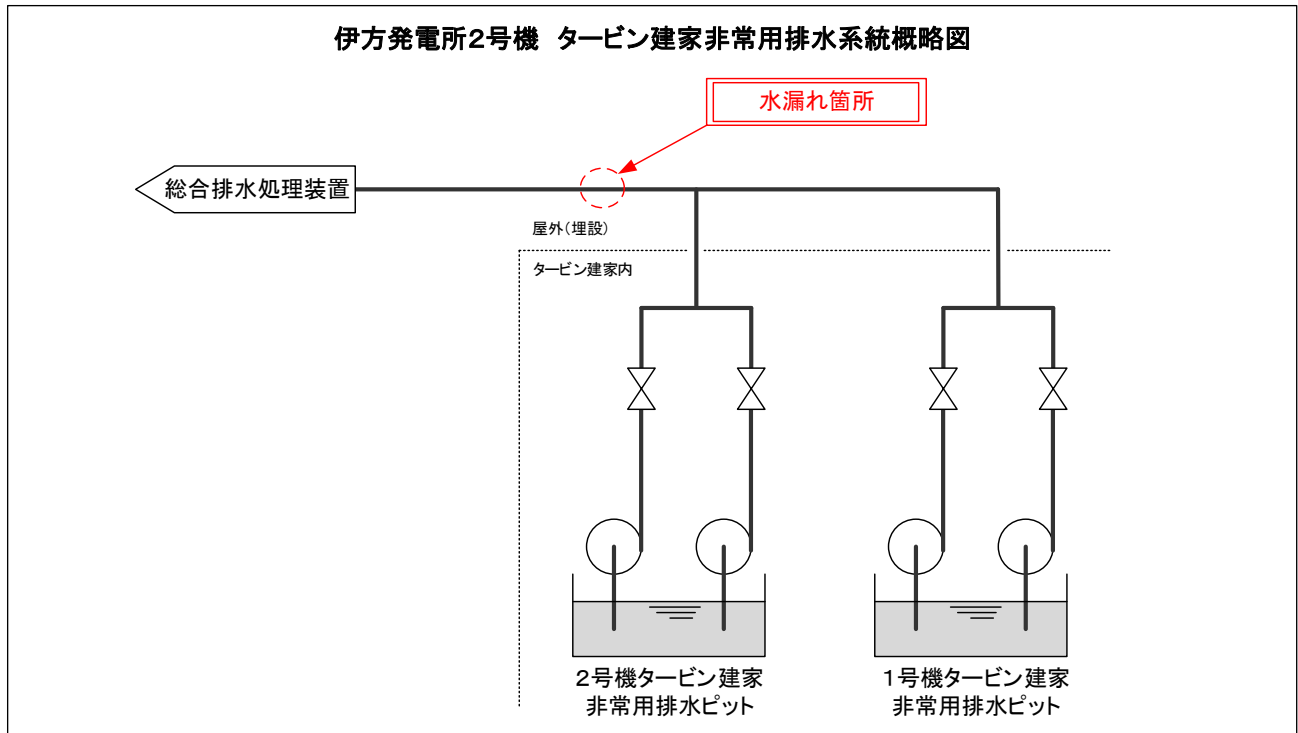
9月29日、伊方発電所2号機タービン建家西側の屋外（管理区域外）において、8時47分頃、地面より水が漏れ出ていることを保修員が確認しました。

その後、漏えい個所を特定するため、埋設配管付近の地面を掘削したところ、9月30日、タービン建家非常用排水系統^{*}の配管に貫通穴を確認しました。

本事象による環境への放射能の影響はありませんでした。

今後、当該箇所の配管取替を行うとともに、原因を詳細に調査します。

※ 1、2号機の空調・洗濯設備等で使用した補助蒸気のドレン水などを排水する系統



4. 伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設設置工事に係る火災について

9月29日、伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設内（管理区域外）の空調ダクト設置工事において、作業員が足場上でグラインダーを使用して埋込金物^{*}の研磨作業をしていたところ、15時30分、足場の下で別の作業をしていた作業員が上部の足場近傍で炎が出ていることを発見したことから、ただちに消火器による消火作業を実施しました。このため、消防署に連絡しました。

その後、八幡浜地区施設事務組合消防本部により鎮火していることが確認されました。本事象による傷病者は発生していませんでした。

また、3号機プラントへの影響はなく、環境への放射能の影響もありませんでした。

※ 機器や配管の支持構造物（サポート）を溶接して取り付けるため、壁や床等のコンクリートに埋め込まれた金物。

伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

1. 伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設設置工事に係る火災について

○事 象

(別紙1) 伊方発電所における通報連絡事象の概要(令和2年9月分)の通り。

○原 因

本事象は、作業を開始する前に

- ・作業員および火気使用作業監視人は不燃シートによる火気養生の状況を目視にて確認したが、その状態が不十分であったこと
- ・不燃シートと壁との隙間の養生方法やその確認方法が、社内マニュアルにおいて明確にされていなかったこと
- ・作業責任者等が火気養生の状況を確認しなかったため、その養生状態が是正されなかったこと

から、不燃シートと壁との隙間の養生が不十分であったため、グラインダー作業で発生した火花が不燃シートと壁との隙間に入りましたが、

- ・監視人が、作業途中において足場上で監視していたため、火花の落下を確認できず、事象発生前に養生状態を是正できなかったこと

から、グラインダー作業で発生した火花が不燃シートと壁との隙間に入り、異物等の落下防止のためのアルミテープから一部露出していた養生テープに引火し、発生したものと推定しました。

○対 策

- 原子力本部長が伊方発電所の課長以上および特定重大事故等対処施設設置工事の元請会社各所長に対し、作業安全に関する訓示を実施しました。
- 担当課長が発電所員および協力会社に対して本事象の発生状況・推定原因を周知し、火災防止策の徹底と隙間が生じない養生の徹底および養生状況を作業責任者が確認すること、監視人は適切な場所から確認することを指示しました。
- 以下の事項を社内マニュアルに反映し、作業関係者に改善内容を周知・教育するとともに、再発防止の徹底を図ります。
 - ・不燃シートと壁の隙間等、確実な養生が困難で火花の飛散等が予想される場合に難燃テープで固定する等の養生方法を具体的に例示することで確実な養生の実施を徹底するとともに、養生の状況を作業着手前に作業責任者等が確認する。
 - ・作業場所の状況に応じて監視人が火花の飛散方向を考慮した適切な場所から確認する。

以 上